# ASKニュース

愛知商工連盟協同組合

発行所　　事務所

本　部　〒461-0040
名古屋市東区矢田1-3-11
愛商連本部会館
TEL　052（721）0082
FAX　052（721）0244
https://www.aishoren.or.jp



ツバキ

**掲載**　令和８年分　年末調整のポイント

## 12月　2026（令和８年）師走 －DECEMBER－

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日 | ・ | 13 | 27 |
| 月 | ・ | 14 | 28 |
| 火 | 1 | 15 | 29 |
| 水 | 2 | 16 | 30 |
| 木 | 3 | 17 | 31 |
| 金 | 4 | 18 | ・ |
| 土 | 5 | 19 | ・ |
| 日 | 6 | 20 | ・ |
| 月 | 7 | 21 | ・ |
| 火 | 8 | 22 | ・ |
| 水 | 9 | 23 | ・ |
| 木 | 10 | 24 | ・ |
| 金 | 11 | 25 | ・ |
| 土 | 12 | 26 | ・ |

## 12月の税務と労務

国　税　給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時

国　税　給与所得者の次の申告書の提出
・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書
今年最後の給与を支払う前日

国　税　11月分源泉所得税の納付
12月10日

国　税　10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　1月4日

国　税　4月決算法人の中間申告　1月4日

国　税　1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　1月4日

地方税　固定資産税（都市計画税）第3期分の納付
市町村の条例で定める日

労　務　健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届　支払後5日以内

### ワンポイント　手形・小切手の交換廃止

紙の手形・小切手は、令和9年3月31日をもって電子交換所での交換が廃止されます。代替手段には、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があり、金融庁や全国銀行協会は早期の切替えを呼びかけています。なお、最終振出期限は金融機関ごとに異なりますのでご注意ください。

# 令和８年分　年末調整のポイント

今年も年末調整の時期が近づいてきました。令和８年分も様々な改正点がありますので、年末調整の手続きに加え、注意したいポイントを確認します。

## 年末調整とは

給与の支払者は、給与支払いの際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっています。

源泉徴収した税額の１年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）とは、通常は一致しません。なぜなら、源泉徴収税額表は、年間を通じて毎月の給与の額に変動がないものとして作られているからです。また、年の途中で控除対象扶養親族の数に異動があることや、生命保険料控除など年末調整の際に受ける控除があることなども、一致しない理由に挙げられます。

このような不一致を精算するため、１年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収または還付する手続きが「年末調整」です。

## 年末調整の流れ

年末調整は、まず社員に対して令和８年中に支払った給与や賞与（以下「給与等」）と、天引きした社会保険料や源泉徴収税額を集計します。給与所得控除後の給与等の金額を計算した後、社員から提出された各種申告書（**図表１参照**）の内容を基に、所得控除の額（**図表２参照**）と課税給与所得金額を計算します。

課税給与所得金額に所得税率を乗じ、必要であれば税額控除を適用して年調所得税額を計算します。年調所得税額に102.1％の税率を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を計算します。そして、年調年税額と１年間の源泉徴収税額を比較し、過不足額を精算します。

## 基礎控除・給与所得控除の改正

**◆令和８・９年分の基礎控除額**

基礎控除については、令和７年分でも改正されましたが、令和８年分でさらに引き上げられ、最高104万円になりました。

・合計所得金額489万円以下：基礎控除額104万円
・489万円超655万円以下：67万円
・655万円超2,350万円以下：62万円
・2,350万円超2,400万円以下：48万円
・2,400万円超2,450万円以下：32万円
・2,450万円超2,500万円以下：16万円
・2,500万円超：０円

㈱　１年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人は、年末調整の対象外。

**◆扶養親族等の所得要件**

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件が改正されました。

・扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子：所得要件62万円以下
・特定親族：62万円超123万円以下
・配偶者特別控除の対象となる配偶者：62万円超133万円以下
・勤労学生：89万円以下

**◆給与所得控除の改正**

給与所得控除についても、令和７年分に引き続き、令和８年分も最低保障額がさらに引き上げられ、給与等の収入金額が220万円以下の人は、最低保障額が74万円になりました。なお、給与等の収入金額が220万円を超える人の給与所得控除額は改正されていません。

## 生命保険料控除の改正

生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った人は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

新契約に基づく新生命保険料にかかる一般生命保険料控除について、従来は控除額の上限は４万円でしたが、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、控除額の上限が６万円に引き上げられました（**図表３参照**）。

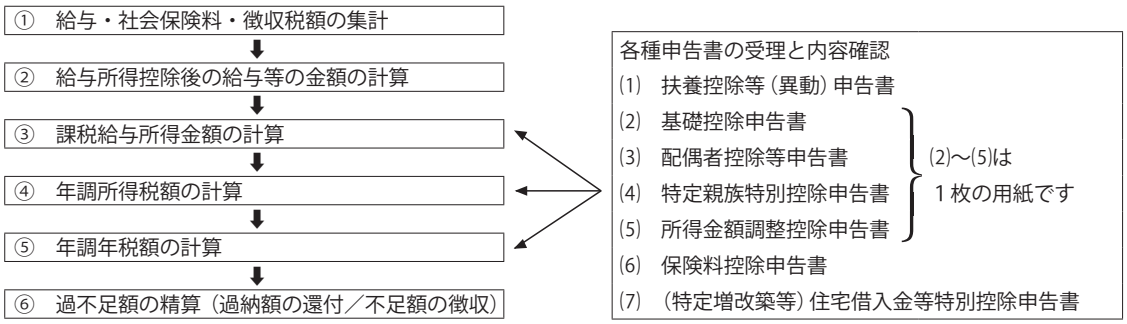
ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除

及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、12万円のまま変わっていません。

### 令和9年1月以後の事務

基礎控除額の引き上げと給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、令和9年分以後の源泉徴収税額表が改正されました。令和9年1月1日以後に支払うべき給与については、令和9年分源泉徴収税額表を使用して、源泉徴収税額を求めます。

**図表1　年末調整の流れ**




**図表2　所得控除の種類と年末調整の可否**

| 所得控除 | 可否 | 控除額 |
|---|---|---|
| 社会保険料控除 | ○ | 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ○ | 掛金の合計額 |
| 生命保険料控除 | ○ | ①　一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は最高6万円）<br>②　個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円<br>③　介護医療：最高4万円<br>➡　①・②・③合計で最高12万円 |
| 地震保険料控除 | ○ | 地震：最高5万円／旧長期損害：最高1万5千円 ➡ 合計で最高5万円 |
| 寡婦控除 | ○ | 27万円 |
| ひとり親控除 | ○ | 35万円 |
| 勤労学生控除 | ○ | 27万円 |
| 障害者控除 | ○ | 障害者1人につき27万円<br>特別障害者1人につき40万円<br>同居特別障害者の場合は75万円 |
| 配偶者控除 | ○ | 一般の控除対象配偶者：最高38万円<br>老人控除対象配偶者　：最高48万円 |
| 配偶者特別控除 | ○ | 最高38万円 |
| 扶養控除 | ○ | (1)　一般の控除対象扶養親族（H23.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人）　38万円<br>(2)　特定扶養親族（H16.1.2～H20.1.1生まれ）　63万円<br>(3)　老人扶養親族（S32.1.1以前生まれ）　同居老親等以外：48万円／同居老親等：58万円 |
| 特定親族特別控除 | ○ | 最高63万円 |
| 基礎控除 | ○ | 最高104万円 |
| 雑損控除／医療費控除 | × | ー |
| 寄附金控除 | × | ㈱　ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度　有 |

**図表3　生命保険料控除額の計算式**

| 年間の新生命保険料 | | 控除額 |
|---|---|---|
| | 30,000円以下 | 新生命保険料の全額 |
| 30,000円超 | 60,000円以下 | 新生命保険料×1/2＋15,000円 |
| 60,000円超 | 120,000円以下 | 新生命保険料×1/4＋30,000円 |
| 120,000円超 | | 一律60,000円 |

㈱　年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新生命保険料に係る一般生命保険料控除に限ります。

## 12月の労務 ピックアップ

## 年5日の年次有給休暇の取得義務

年次有給休暇が10日以上付与される労働者については、使用者が、基準日（年次有給休暇を付与する日）から1年以内に年5日の有給休暇を取得させることが義務付けられています。取得対象者には、管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。4月1日を基準日として付与している企業の場合は、年度末が近づく前に、各従業員の取得状況を確認し、未取得日数がある者には早めに日程調整を行いましょう。

取得を促す方法としては、年末年始休暇の前後に年休を加えて連続休暇にする、業務の落ち着く時期に部署ごとに取得予定日を調整する、半日単位年休を活用するなどが考えられます。労働者の希望に沿った取得時季にすることが望ましいですが、取得日数が5日未満の者に対し、使用者が時季指定をして取得させることも可能です。

取得状況は年次有給休暇管理簿で管理し、計画的な取得につなげましょう。

# 給与所得控除と公的年金等控除の調整

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて定められている一定の算式に基づいて計算をします。公的年金等は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。公的年金等控除額は、年齢の区分と公的年金等の収入金額の合計額に応じて定められている一定の算式に基づいて計算をします。

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える人は、一定の算式で求めた所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

給与所得と年金所得の双方を有する人は、その年中の給与所得控除額と公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合、公的年金等控除額は、一定の算式に基づいて計算された金額から、その超える部分の金額を控除した金額とされます。

例えば、給与収入が年間700万円で公的年金等の収入金額が250万円の年齢70歳の方の場合、給与所得控除額は①、公的年金等控除額は②のとおりとなります（公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下を前提とします）。

**【算式】**

①700万円×10%＋110万円＝180万円

②110万円

この場合、①の金額＋②の金額が280万円を超えるので、公的年金等控除額は110万円－（180万円＋110万円－280万円）＝100万円になります。なお、所得金額調整控除の対象を判定する際には、この規定の適用が無いものとして計算した金額になります。

この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。



## 贈与税がかからない場合

贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、一定の財産については贈与税がかからないことになっています。

例えば、夫婦や親子などの扶養義務者から生活費や、学費などの教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものは、贈与税がかかりません（生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合でも、それを預金している場合や不動産などの購入資金に充てている場合には、贈与税がかかります）。香典や年末年始の贈答などで、社会通念上相当と認められるものも、贈与税はかかりません。

贈与税は、個人から財産を贈与により取得した場合にかかる税金なので、法人から財産を贈与により取得した場合は、贈与税ではなく所得税がかかります。

税務の豆知識

## 消費税の端数計算（割戻し計算による場合）

消費税の課税標準額は、原則としてその課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に110分の100（軽減税率の対象は108分の100）を掛けて算出し、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

課税標準額に対する消費税額は、課税標準額に7.8%または6.24%の税率を乗じて算出し、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に110分の7.8または108分の6.24を乗じて算出し、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額などを控除した税額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて納付税額を求めます。